

2024年度横浜国立大学経済学部
伊集ゼミナール箱根調査班
研究報告書

箱根町の財政を支える新たな柱の提案

伊集ゼミナール箱根調査班3年

岩崎祥武
鈴木悠大
田上拓人
田中寛大
長谷川剣心
福岡蓮

指導教員
伊集守直

目次

- 1 はじめに
 - 2 先行研究の整理
 - 3 歳出歳入の推移から見る箱根町の財政状況
 - 3-1 近隣団体との比較から見る箱根町財政の特徴
 - 3-2 歳出歳入面の特徴
 - (1) 税収額の減少
 - (2) 社会保障関係費の増大
 - (3) 財政調整基金の残高不足
 - (4) 公共施設の老朽化
 - (5) 中期財政見通し
 - 4 歳入面の検討
 - 4-1 歳入・税収の特徴と推移
 - 4-2 主要歳入項目の分析
 - (1) 固定資産税の現状分析
 - (2) 入湯税の現状分析
 - (3) ふるさと納税の現状分析
 - 5 財源確保策としての新税の提案：観光施設税の構想
 - 5-1 箱根町に求められる新税の性質
 - 5-2 観光施設税の制度設計
 - (1) 導入の背景と目的
 - (2) 課税対象と制度設計
 - (3) 観光施設税の財源不足解消効果の推定
 - (4) 税制導入における予測される課題と影響
 - 6 おわりに
- 参考文献・インターネット資料

1 はじめに

箱根町は日本有数の観光地であるため、観光業に関連する税収は多い。実際、2023年度の財政力指数は1.3を超え、国から普通交付税が交付されない団体（不交付団体）である。総務省によれば、2024年度において不交付団体は、全国1,718団体中82団体しかなく、一般的には財政的に豊かな団体であると分類されている。しかし実際には、箱根町ではごみ処理や下水道、消防救急などの観光客対応や観光施策などに対する支出が多い一方で、長引く地価下落等の影響で固定資産税をはじめとする税収も減少していることから、財政状況は年々厳しくなっているのが現状である。

このような厳しい財政状況に対処すべく、箱根町では2016年度から2018年度までの3年間、固定資産税の税率を標準税率の1.4%から1.58%へと引き上げることを決定した。また、2019年度から2023年度までの5年間に於いても、現行税率の1.58%の継続をし、その後も超過課税は当分の間実施するとしている。しかし本論において示す通り、箱根町「令和6年度以降の税源不足への対応について」（令和5年）によれば、現行の固定資産税の超過課税を継続したとしても、中期的（2024年度から2028年度）には年平均で4億6300万円の不足が見込まれ、長期的（2029年度から2033年度）には年平均で10億3700万円の不足が見込まれている。そのため、税収を中心とする収入構造を大きく変革することをしなければ、行財政改革アクションプランの推進などを通じた歳出削減により財源不足に対応していくことが求められることになる。ただし、これまでの箱根町における行財政改革の取り組みを踏まえれば、歳出削減による財政収支の改善だけではなく、税収を始めとする収入構造の改善についてしっかりと検討していくことが重要だと考えられる。その際、長期的な財政課題への対応は、ふるさと納税の制度変更や町債の利率上昇など、外的要因により状況が急激に変化する可能性が高い。そこで、本論文では中期的な財政課題に焦点を絞って、箱根町の収入構造の改善のあり方について検討したい。

以下では、まず第2節において、地方自治体の財源確保策に関する先行研究を整理したうえで本論文における分析課題を設定する。続いて、箱根町の逼迫した財政状況について、第3節において歳出面、第4節において歳入面における特徴や近年の動向を明らかにする。そのうえで、第5節において箱根町の財源確保策としての新税の提案を行いたい。

2 先行研究の整理

箱根町に限らず、日本における観光地の財政状況に関しては、既に様々な研究がなされている。中野・吉谷・山田（2022）は、日本の地方自治体、特に宿泊観光地に着目し、観光経済の集積が地方自治体財政に与える影響について、宿泊業就業者数を指標として比較分析を行っている。この研究によると、人口5万人未満の市町村においては、観光経済の集積度と税収には一定の相関があり、入湯税による法定目的税収、固定資産税が増大する傾向があるとされている。一方で、人口5万人以上の市町村については、観光経済の集積する地域では税

収が低く、集積度が高まるほど財政指標の悪化が見られるとされている。すなわち、人口の少ない市町村においては、観光経済の集積を高めることが自治体財政の良化に繋がる一方で、人口が多い市町村においては、むしろ、自治体財政は悪化する傾向にあると指摘している¹。確かに、1万人程度の人口を有する箱根町では、固定資産税や入湯税の税収規模が大きく、中野・吉谷・山田（2022）の分析結果と符合するが、歳出面と合わせた財政運営では厳しい状況にあると言える。

観光業を基盤産業とする地方自治体において、その収入を改善あるいは安定化させるために、近年では様々な財源確保策が取り組まれている。箱根町では固定資産税の超過課税を実施しているが、これは法定税を活用した取り組みの1つであり、同じく法定税である入湯税による超過課税を活用している事例も見られる²。

一方で、近年では法定外税を活用する取り組みも見られるようになってきている³。とくに観光地において導入している法定外税として、法定外普通税である別荘等所有税（熱海市）、歴史と文化の環境税（太宰府市）、宮島訪問税（廿日市市）、法定外目的税である宿泊税⁴、乗鞍環境保全税（岐阜県）、環境協力税等（沖縄県内4村）が挙げられる。

このように、全国の観光地における財源確保の取り組みを踏まえたうえで、本研究では箱根町での財源確保のあり方を検討するが、その際の検討内容を明確にするために、以下では、具体的な取り組み事例に関する先行研究を整理していきたい。

まず、近年、導入団体の増加が見られる宿泊税について見ていこう⁵。宿泊税は、旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所や、いわゆる民泊施設における宿泊行為を課税客体、施設への宿泊者を納税義務者として、1人1泊あたり定額⁶、もしくは宿泊料金に対して定率で課税している。

¹ 中野・吉谷・山田（2022）p. 35

² 入湯税の超過課税は全国12団体で実施されている（総務省ホームページ）。

³ 地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により法定外税を新設することができる。2000年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設されている（総務省ホームページ）。

⁴ 宿泊税は現在、3都府県と8市町で導入されている。また、13団体（県、市、村）において条例制定、総務大臣同意後だが未施行となっているが、すべての団体で2025年から2026年中に施行予定となっている。

⁵ 宿泊税に関する先行研究の整理について、深堀（2023）による整理を参考にしている。

⁶ 多くの団体では宿泊料金で区分しながら、複数の税額を設定している（東京都では、1万円未満は課さない、1万円以上1万5千円未満は100円、1万5千円以上は200円と設定している）。

全国知事会・新しい地方税源と地方税制を考える研究会の「中間論点整理」（2017年6月28日）は、宿泊税の課税根拠として、「地方団体が公衆衛生や治安など地域の秩序を維持するために提供する様々な公共サービスや、観光を地方創生につなげていくために必要となる、国内外の観光客の受入れに向けた環境整備等に係る財政需要の財源を確保する」ため、「その財源の一部を宿泊行為に対する課税に求める根拠・理由として、地方団体が提供する様々な公共サービスにより地域の秩序が維持されており、観光客についてもその恩恵を享受し安心して観光に訪れることができることを踏まえて、地方税の応益原則に沿って、その受益に応じた負担の一部を観光客に求める」とし、「観光客の受入れに向けた環境整備等による受益は観光客が受けていることから、応益課税の考え方に基づき、その負担の一部を観光客に求めるものと課税の根拠・理由を整理した上で、観光を地方創生につなげていくために必要となる、観光客の受入れに向けた環境整備等の財政需要の財源を確保するための目的税」として宿泊税の意義を述べている⁷。

一方で、青木（2019）は、宿泊税は普通税として構想しなおすべきであると主張している。青木は現状の問題点として、①必要以上に厳しい使途の限定という制約、②「観光振興の経費を、観光から受益する観光客に負担してもらう」という目的税の論理が実際には破綻している点を挙げており、これらは宿泊税を普通税として構想しなおすと解決するとしている。①に関して、現状の宿泊税の使途は観光に特化しておらず、住民が受益者となる事務事業も含まれているが、目的税にしようとする場合、論理がぶれないようにするために、あくまでも観光振興で説明を押し通さなければいけない。②に関しては、宿泊客のうち、ビジネス出張者等の観光目的以外の来訪者は観光振興に特化した事務事業から利益を受けることがないにもかかわらず、振興経費を負担させられてしまっている現状があると説明している⁸。

以上のように、近年、観光地での財源確保策として活用が進んでいる宿泊税だが、課税の根拠や税収の使途という点において、まだ検討の余地があることがわかる。

次に、福岡県太宰府市において法定外普通税として2003年5月に導入された「歴史と文化の環境税」について検討しよう。この税は、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するため、多くの観光客が訪れる太宰府市内の有料駐車場の利用者に課税するという税制度である。有料駐車場の中でも、月極駐車場や事業所・店舗等に付随する駐車場、駐車台数が5台以下または年間営業日数10日以下のいずれかに該当する臨時的駐車場の利用者には課税は行っていない。さらに税額はその車両の乗車定員によって個別で定められている。この税制度は、観光客の多くが利用する自動車や観光バスの二酸化炭素の排出による環境汚染や、地域住民に

⁷ 前田（2019）の整理による。

⁸ 青木（2019）p. 7。川端（2020）も宿泊税が目的税であることに疑問を呈し、法定外普通税とした方が、地域住民と地域外からの訪問者との間で公平な税として相応しいのではないかと指摘している。

影響を与える渋滞や騒音などを緩和するのに効果的であるように思えるが、様々な問題点が生じているのも現実である。

岩元（2005）によると、この「駐車場税」導入時に、駐車場事業者からは強い反対があったとされている。主な理由は、「駐車場税」の課税によって駐車場料金が値上がりしてしまうことになるからであった。また、事業所・店舗等に付随する駐車場や臨時的駐車場の規定にも疑問が生じていると述べている⁹。本来は対象の駐車場事業者であっても駐車場内に有料の観光地図の販売所を設け、店舗の駐車場であるというようにみなしたり、実際は多くの駐車可能な駐車場でも5台以下に分割して営業し、臨時的駐車場とみなしたりすることで課税を免れようとしていたのである。また世利（2007）は多様な形態の不公平を内包していると述べている¹⁰。まず、課税対象となる有料駐車場の利用者とそれ以外の公共交通機関等の交通手段で訪れる者との間で不公平が生じているとしている。後者は受益者であるのにも関わらず、税負担を免れているからである。さらに課税対象の有料駐車場の利用者と無料駐車場、臨時的駐車場の利用者との間でも不公平が生じることになると述べており、課税客体や納税義務者の設定と税負担の公平性が重要な論点であることがわかる。この点は、観光客の中でも宿泊客のみを対象としている宿泊税に共通する論点だと言えるだろう。

「歴史と文化の環境税」がもつ税負担の公平性の問題を構造的な特性から回避できているのが、広島県廿日市市で法定外普通税として導入された「宮島訪問税」である。この税は、宮島へのアクセス手段がフェリーに限定されていることを利用し、船舶運航事業者が訪問税を徴収し、自治体に納付する方式を採用している。この仕組みにより、訪問者全員から公平に税を徴収することが可能となっている。青木（2023）は、宮島訪問税が日本で初めて「原因者課税」の概念に基づいて導入されたことを指摘している。この課税方式は、観光客の増加に伴い行政サービスの負担が増大することを考慮し、その負担の原因者である訪問者に費用を負担させるものである。この点において、単なる受益者負担とは異なる新しい税制のあり方を提示していると指摘している。

宮島訪問税は、観光客の来訪にともなう行政サービスの増加に対応するために課税を行うという点では宿泊税と同様の性格を持っている。そして、島という特性から来訪者を特定することが可能であることから、税負担の公平性を満たすことに成功している。この点は、沖縄県の島しょ部で実施されている環境協力税とも共通していると言える。しかし、箱根町のように域内へのアクセス手段が多様な地域では、宮島訪問税と同様の課税方式を導入することは困難である。箱根町は鉄道、自動車、バスなど、多様なアクセス手段があり、「訪問者全員が通るポイント」で徴収することができないため、宮島訪問税のような「入域税」を導入することは、少なくとも現時点の技術では不可能であろう。ただし、宮島訪問税が実現し

⁹ 岩元（2005） pp. 54-57

¹⁰ 世利（2007） p. 66

ているような行政サービスの増加をもたらす来訪者を幅広く納税義務者として設定するという視点は重要なものと言える。

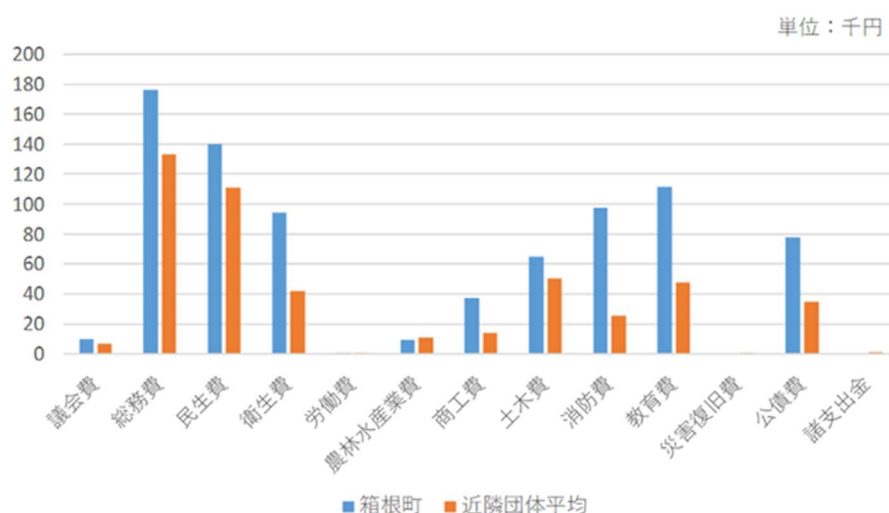
以上のように、本節では観光地において近年取り組みが進められている法定外税に着目して、その論点整理を行った。いずれの団体でも観光客の来訪に伴う課題に対応するための財源調達手段として新たな税を活用しているが、課税の根拠や税収の使途、税負担の公平性といった点について、その団体の特性も踏まえながら検討しなければいけないことがわかる。そこで、第3節では、箱根町で求められる財源確保策のあり方を検討する前提として、箱根町の財政構造や財源不足の要因について、昨年度の伊集ゼミナール箱根調査班による調査報告書の成果も踏まえながら整理していく。

3 歳出歳入の推移から見る箱根町の財政状況

3-1 近隣団体との比較から見る箱根町財政の特徴

箱根町は人口が1万人程度でありながら、一般会計では年間100億円を超える予算額となっており、近隣団体と比較しても財政規模が突出して大きいことが特徴となっている。図1は、昨年度の調査報告書において示した、箱根町と近隣団体の人口一人当たりについての目的別歳出について示している。

図1 箱根町と近隣団体との目的別歳出額



※近隣平均は湯河原町、真鶴町、山北町、函南町、小山町の5自治体から算出。

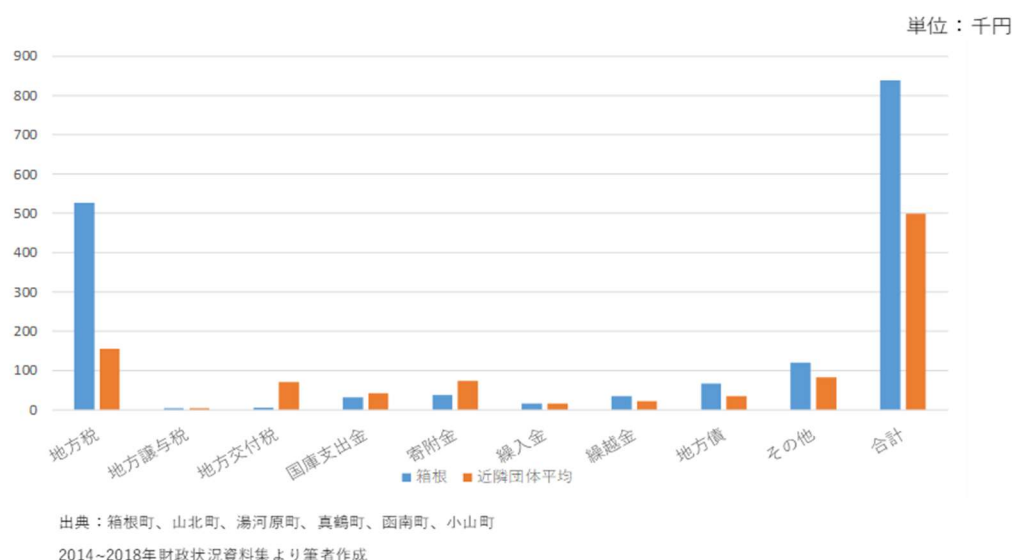
出典：湯河原町、真鶴町、山北町、函南町2014年～2018年財政状況資料集、
小山町2013年～2017年財政状況資料集より作成。

全体として箱根町において歳出の規模が大きいことが分かるが、特に衛生費・消防費・教育費については近隣団体と大きな差があることがわかる。衛生費については、観光客の多さに起因する事業系ごみの量が多いことや保険総合福祉センター費の大きさが指摘できる。

消防費については、観光客の搬送数の大きさや町の地理的な特徴から多くの分署を設置しなければならないことが挙げられる。さらに教育費については、居住地域が分散していることにともなうスクールバスの委託料が発生していることが挙げられるが、文化財の多さからその保護費が高額になっている点は観光と関連する支出要因として指摘することができる。以上のことから、町の地理的な特性を背景にしながら、観光関連支出の大きさに起因する支出が箱根町の歳出規模を増大させ、町の財政運営を厳しいものとしていることが分かる。

次に、歳入面について近隣団体との比較から箱根町の特徴を確認しておきたい。図2は、人口一人当たりの歳入内訳を近隣団体と比較したものである。とくに、地方税収の規模が圧倒的に大きいことがわかるが、その要因は主に固定資産税の税収の大きさによるものである。また、入湯税収入も重要な税目となっていることも箱根町の特徴である。

図2 箱根町と近隣団体の歳入の内訳、人口一人当たりの歳入規模



以上のように、昨年度の調査報告書における分析の概要を踏まえれば、箱根町の財政は地方税収を中心とした歳入により支えられており、これがこれまで一貫して地方交付税の不交付団体となってきた要因である。しかし、その一方で、観光関連支出が非常に大きいものの、それが地方交付税の基準財政需要額の算定において考慮されないことから、実際の財政運営において財源不足をもたらす要因となっているのである。このような箱根町の基本的な財政構造の特徴を踏まえたうえで、次に箱根町の予算資料を参考にしながら、その他の財政上の課題や今後の見通しについて整理していきたい。

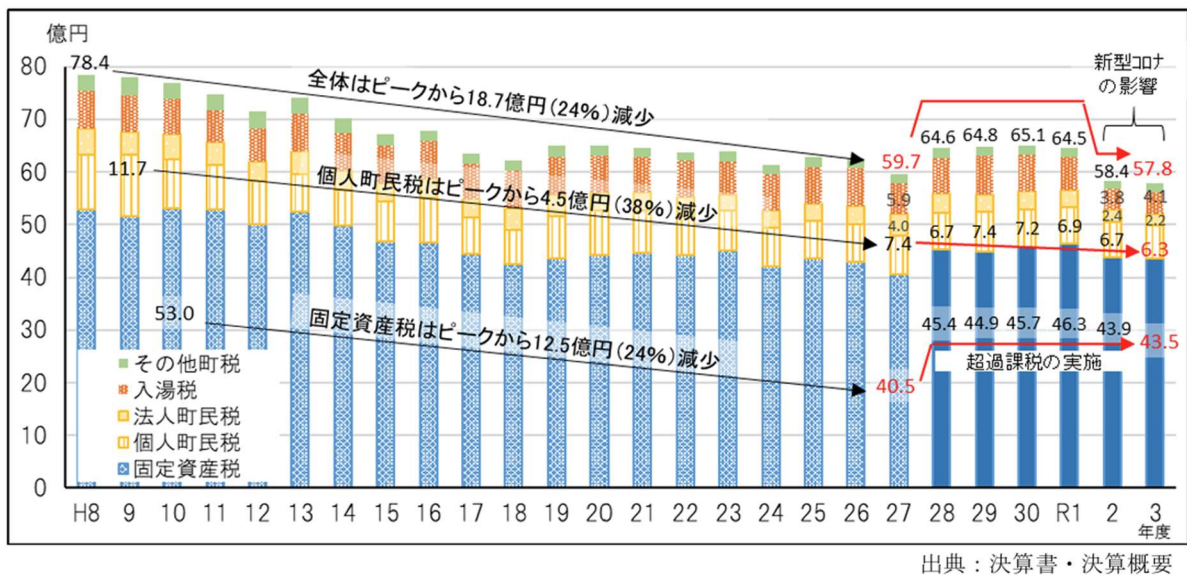
3-2 歳出歳入面における特徴

以下では、箱根町の予算・決算資料を参考にしながら、重要な歳出歳入項目における推移や今後の見通しについて、とくに、税収額、社会保障関係費、財政調整基金、公共施設管理、中期財政見通しを取り上げて整理する。

(1) 税収額の減少

図3は、箱根町における主な町税決算額の推移を示したものである。長期にわたる景気低迷などに伴い、町税収入全体は78.41億円を示した1996年度以降、2015年度には59.7億円と、18.7億円もの減収となっていることが読み取れる。なお、2016年度から2019年度において、65億円前後で推移しているのは、固定資産税の超過課税の影響、また2020年度以降に再び58億円前後で推移しているのは、新型コロナウイルス感染症の影響であることに留意しておきたい。新型コロナウイルスの影響からの回復はある程度見込めるものの、2024年に発表された、「統計はこね（令和5年度版）」によれば、箱根町の人口は減少傾向にあるため、現段階では、町税収入が大幅に増加するということは考えにくいだろう。

図3 箱根町の主な町税決算額の推移

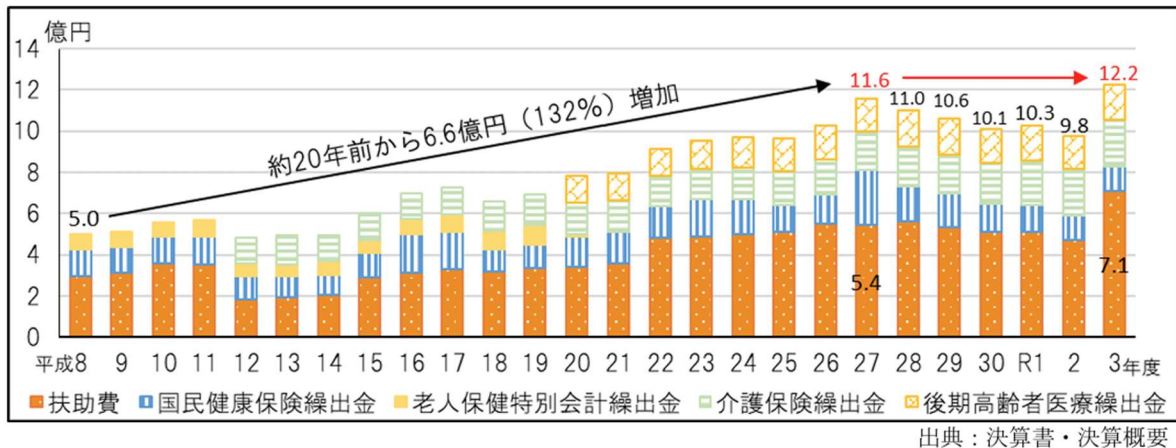


出所：箱根町「令和6年度以降の税源不足への対応について」（令和5年）から引用。

(2) 社会保障関係費の増大

図4は、箱根町における社会保障関係費（扶助費・繰出金）の推移を示している。ここから社会保障関係費全体は、1996年度の5.0億円に対して、2015年度には11.6億円と、約20年間で6.6億円もの増加を読み取ることができる。さらに2015年度以降も、10億円前後で推移しており、過去と比較して、社会保障関係費が高い水準で推移するようになっている。特に、後期高齢者医療繰出金と介護保険繰出金に関しては、高齢者の増加に伴う医療や介護の費用増加に比例して、町の法定負担分となる繰出金も増加している。これらのことから、近年社会保障関係費としての歳出が増加していることが分かる。さらに、町民の高齢化が進んでいるため、今後も高い水準で推移することが見込まれる。

図4 箱根町の社会保障関係費の推移

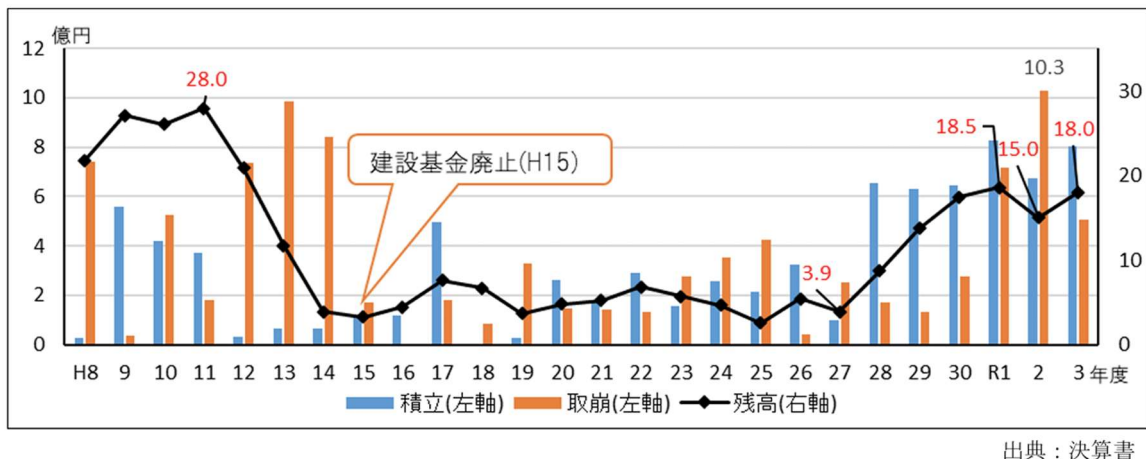


出所：箱根町「令和6年度以降の税源不足への対応について」（令和5年）から引用。

(3) 財政調整基金の残高不足

図5は、箱根町における建設基金・財政調整基金の積み立て・取崩と残高の推移を表したグラフである。財政調整基金は、1999年度の28億円から2015年度には3.9億円と、約7分の1にまで減少していることが読み取れる。この背景は様々だが、箱根町「令和6年度以降の税源不足への対応について」（令和5年）によれば、町税の落ち込みや除排雪経費など、緊急的な対応のために、基金を取り崩して財政運営を行ってきたことが影響しているとされている。一方で、2016年度以降は、固定資産税の超過課税などにより町税が増加し、その影響で財政調整基金の積み立てが進み、残高は増加傾向にある。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で2020年度に10.3億円の取り崩しを行ったように、箱根町では他にも、大涌谷火山活発化に対する災害への備えや、後にも示すように施設の老朽化への対応などで、多額の資金が必要になると考えられる。これらを考慮すると、引き続き財政調整基金の残高確保は重要課題であり、現状の残高では不十分であると言える。

図5 建設基金・財政調整基金の積立・取崩と残高の推移



出所：箱根町「令和6年度以降の税源不足への対応について」（令和5年）から引用）

(4) 公共施設の老朽化

表1と図6はそれぞれ、施設分類別の公共施設の割合と、人口一人あたりの延床面積の類似団体との比較を表している。箱根町では現在、施設の築年数に応じて修繕の実行を定めており、築20年以上の公共施設は10年後に、築30年以上の公共施設は現段階で大規模修繕を実施するとしている。その中で表1から、現段階で大規模修繕が必要な公共施設（築30年以上）は全体の72.3%を占め、さらに10年後に大規模修繕が必要となる公共施設（築20年以上）は、全体で94.1%を占めていることが読み取れる。このことから、近い将来に莫大な修繕費が必要となり、その結果、歳出の増加が見込まれる。

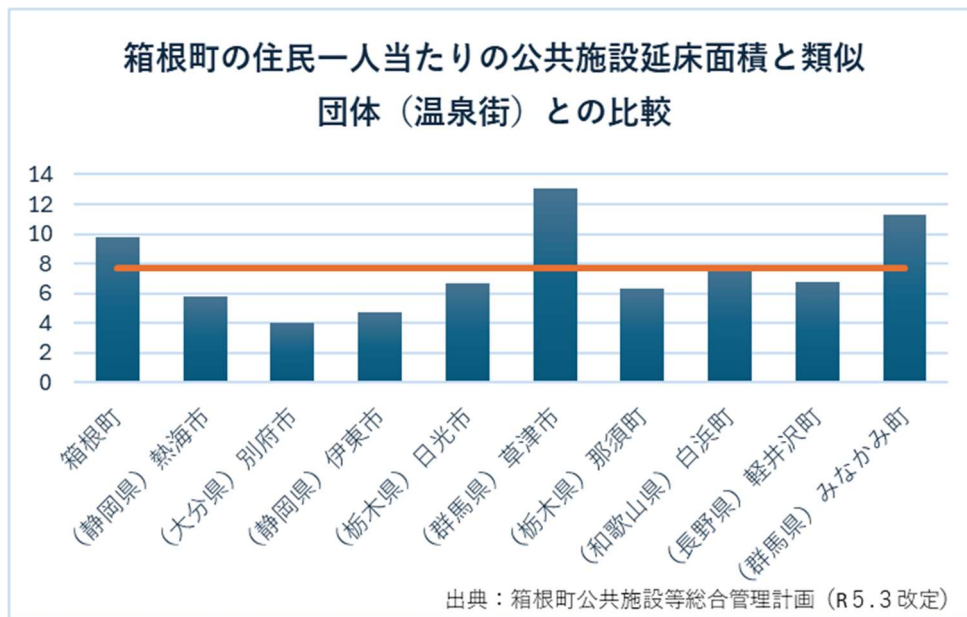
また図6を見ると、箱根町の人口一人あたりの公共施設延床面積（9.82㎡／人）は、温泉街のある10市町の平均値（7.66㎡／人）と比較して、1.3倍であることが読み取れる。公共施設の延床面積が広いことを公共施設の施設数が広いことと捉えれば、今後さらに施設の老朽化が進行し、改修や建て替えのための費用が重なってくると考えられる。

表1 施設分類別の公共施設の割合

施設分類	延床面積（㎡）	構成比（%）	築60年以上経過割合	築50年以上経過割合	築30年以上経過割合	築20年以上経過割合
庁舎等	100621.1㎡	9.29%	3.60%	46.40%	100.00%	100.00%
消防施設	5105.26㎡	4.71%	0.00%	7.80%	20.20%	85.80%
その他行政系施設	7084.7㎡	6.54%	0.00%	12.70%	20.80%	100.00%
学校	22888㎡	21.12%	15.50%	45.30%	100.00%	100.00%
幼稚園・保育園・認定こども園	3923.61㎡	3.62%	0.00%	0.00%	15.20%	15.20%
公園	216.25㎡	0.20%	0.00%	0.00%	100.00%	100.00%
保健施設	4238.69㎡	3.91%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%
高齢福祉施設	1962.82㎡	1.81%	0.00%	0.00%	100.00%	100.00%
集会施設	2197.5㎡	2.03%	0.00%	0.00%	0.00%	55.70%
文化施設	2654.23㎡	2.45%	0.00%	0.00%	100.00%	100.00%
レクリエーション施設・観光施設	6440.21㎡	5.94%	0.00%	9.00%	76.30%	92.80%
スポーツ施設	7796.9㎡	7.20%	0.00%	8.90%	23.20%	100.00%
保養施設	737.79㎡	0.68%	13.60%	13.60%	100.00%	100.00%
産業系施設	249.07㎡	0.23%	0.00%	0.00%	100.00%	100.00%
博物館等	3149.67㎡	2.92%	0.00%	12.60%	75.40%	85.90%
公営住宅	12590.42㎡	11.64%	0.00%	18.60%	86.50%	100.00%
その他行政系施設	17060.73㎡	15.74%	4.60%	7.60%	96.50%	97.50%
全体	108357.96㎡	100.00%	4.40%	20.10%	72.30%	94.10%

出所：箱根町「令和6年度以降の税源不足への対応について」（令和5年）から引用。

図6 人口一人あたりの延床面積の比較



出所：箱根町「令和6年度以降の税源不足への対応について」（令和5年）から引用。

（5）中期財政見通し

ここまで示してきたように、現段階では町税としての歳入の大幅な改善は見込めない一方で、施設の老朽化や社会保障関係費の増加が影響して、歳出は増加していくと考えられる。そのため、観光関連支出の大きさが財源不足の大きな要因となってきた箱根町において、これらの支出増加要因が加わることによって町の財政運営はさらに厳しくなると考えられ、今後への備えとして、財政調整基金の残高を増やす必要がある。これらのことを考慮すれば、箱根町が発表した「令和6年度以降の財源不足への対応について」によると、中期的（令和6年度から令和10年度）には、年平均で4億6300万円の不足が見込まれるとされている。そこで、箱根町による中期的な財政見通しについても確認しておきたい。

表2は、2024年度から2028年度までの中期財政見通しを示している。歳入に関しては、全体として増減はあるものの減少傾向であることが読み取れる。地方税収入は新型コロナウイルス感染症の影響からの回復は見込まれるものの、人口減少の傾向は変わらない。さらに、3年毎の固定資産税の評価替えによって課税標準額が下がる可能性もある。これらを考慮すると、町税収入は横ばい、もしくは減少傾向を示し、それにより歳入全体も減少すると、箱根町では予測している。

また歳出に関しても、全体として増減はあるものの増加傾向にあると予測している。主要因としては、すでに確認したように、社会保障関係費の増大や、公共施設の改修費用などが挙げられる。特に、老朽化が進行する公共施設、道路や橋りょうの社会インフラの更新などの大型建設事業が続くことにより、投資的経費が大幅に増加することが見込まれる。これらのことから、歳出全体としても、今後増加していくと考えられる。上記の歳入と歳出を踏

まえた中期での収支見通しは、2024年度から2028年度までの収支の平均を計算することで、4億6300万円の不足という結果となっている。

表2 中期財政見通しにおける歳出歳入の推移

(単位：百万円)

区分	2024年	2025年	2026年	2028年	2029年	平均
歳入	11651	11189	10652	10037	11427	10991
歳出	11967	11781	11019	10410	12097	11455
収支	▲315	▲591	▲367	▲373	▲669	▲463

出所：箱根町「令和6年度以降の税源不足への対応について」（令和5年）から筆者作成。

ここまでで、昨年度の調査報告書における箱根町財政の特徴を確認したうえで、箱根町における全体的な歳出入の動き、その中での特徴や中期財政見通しをまとめた。このように箱根町においては、観光関連の支出が他団体と比較して多くなっていること、さらに今後は社会保障関係費や公共施設維持更新費が増大することを見据えて財源を確保することが求められる。そこで、第4節では箱根町における財源確保の取り組みを検討するために、さらに歳入面に着目した検討を進める。

4 歳入面における検討

4-1 歳入・税収の特徴と推移

まず、図7と図8に従って、箱根町の歳入構成と税収構成の推移についてみていく。図7は2014年度から2023年度までの歳入構成の推移を示している。すでに確認したように、税収についてはコロナ禍での減収が見られるが、この期間において比較的安定していることがわかる。また、2018年度から2020年度にかけては地方債収入の増加が見られるが、ここ数年では繰入金と寄附金（ふるさと納税）による収入の増加が確認でき、10年間で寄付金は約48倍、繰入金は約88倍と非常に大きな伸びがみられる。図8は、同じく2014年度から2023年度までの町税収入の推移を示している。個人住民税と法人住民税を含めた住民税（町民税）は一貫して減少傾向にある中で、固定資産税と入湯税は新型コロナウイルス感染症の影響が大きい2020年度と2021年度を除けば、毎年安定した額で推移していることが分かる。とくに、2022年度決算で確認すると、全国の市町村平均における固定資産税収入の割合が41%程度であるのに対して、箱根町では75%の割合と突出した税目となっている。また、入湯税の収入が税収の9%程度を占めている点は、全国平均や他の温泉地と比較しても高いものとなっている¹¹。

¹¹ 総務省「令和6年度版 地方財政白書」および「決算カード」を参照。

ここまでの歳入構造の分析で、箱根町では歳出規模の増大と連動する形で歳入規模も増大していることが分かる。その中でも、固定資産税や入湯税は町の安定財源としてその役割を果たしていることがうかがえる。また近年は、寄付金も町の重要な収入の一つになっているが、これはふるさと納税によるものである。そこで以下では、町の重要な財源である固定資産税、入湯税、ふるさと納税に焦点を絞って、その特徴や今後の収入の見通しなどを確認し財源確保に活用できないか分析していく。

図7 箱根町の歳入構造

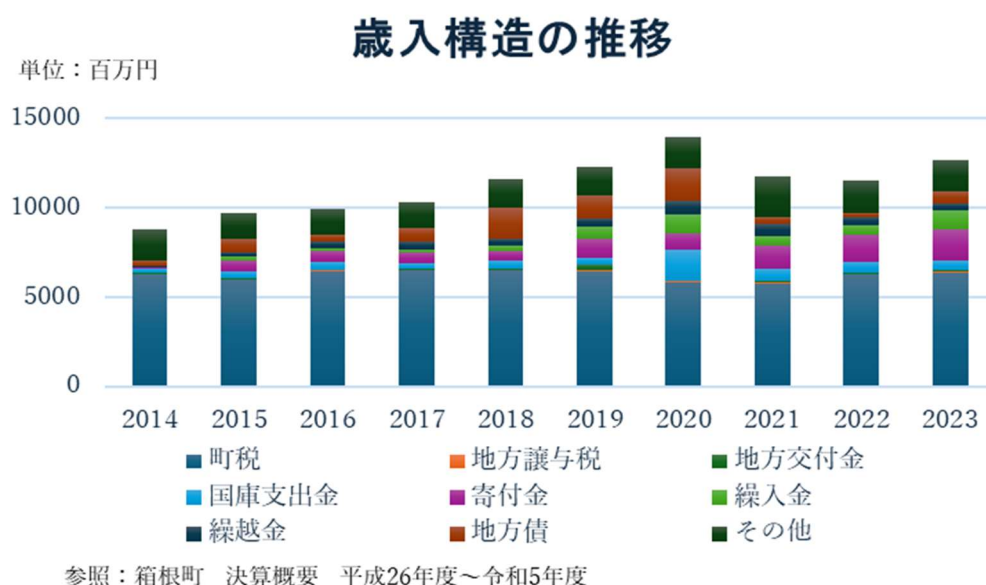
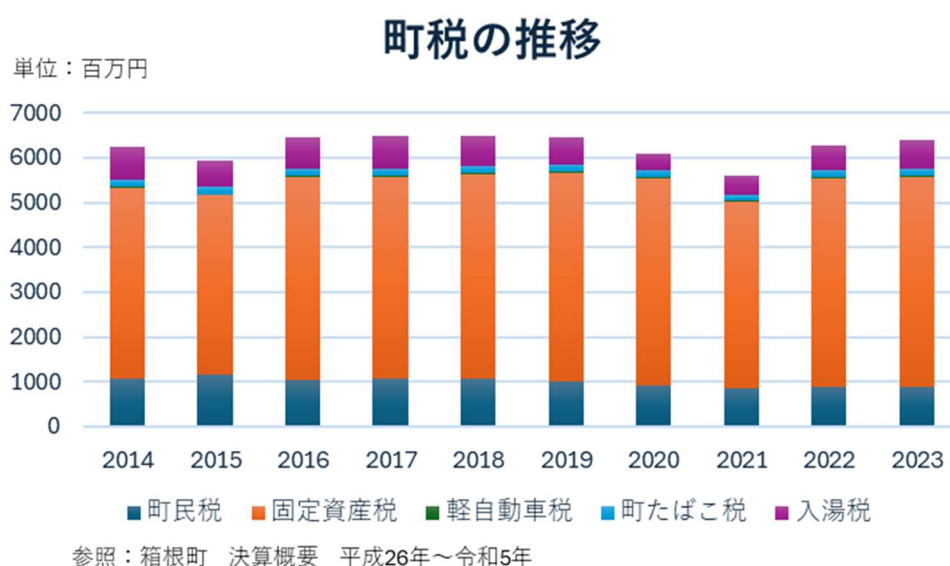


図8 箱根町の町税収入の推移



4-2 主要歳入項目の検討

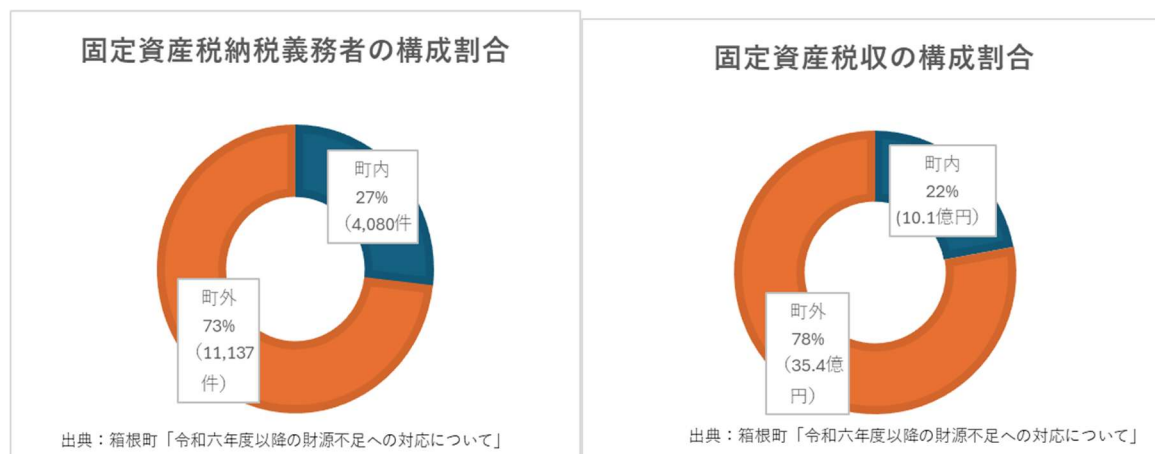
(1) 固定資産税の現状分析

固定資産税とは、土地や家屋および償却資産の所有者に対し、資産価格に応じて課税を行うものである。標準税率は1.4%であり、土地と家屋は3年に1度評価替えが行われる。

箱根町は観光業を主な産業とするため、町内に多くの観光施設や宿泊施設を抱える関係で、固定資産税の税収は2024年度で46億円と町税の約7割を占めるほど大きく、町における主要な税目の一つとなっている。また財源不足に対する対応として、観光関連の支出の大きさと関係で町外者にも負担してもらうことを狙いとし、さらに使途の自由度や税収の安定性の観点から固定資産税による補填が望ましいと考え、2016年度から2018年度までの3年間、標準税率の1.4%から1.58%への超過課税を実施した。2018年度以降も5年ごとに施行状況を検討した上で、税率は変更しない形での超過課税を継続し現在に至っている。

固定資産税はその性質上、町内に該当する資産を持つものであれば町外のものであっても納税をしなければならない。図9は、箱根町における町内と町外で分けたときの固定資産税の納税義務者と税収の構成割合を示したものである。箱根町では納税者に占める町内者と町外者の割合は3：7、また税額で見るとその割合は2：8であり、固定資産税の税収の多くが町外からの納税である。そのため固定資産税は、箱根町において町内外から幅広い負担を求める手段として機能してきた。

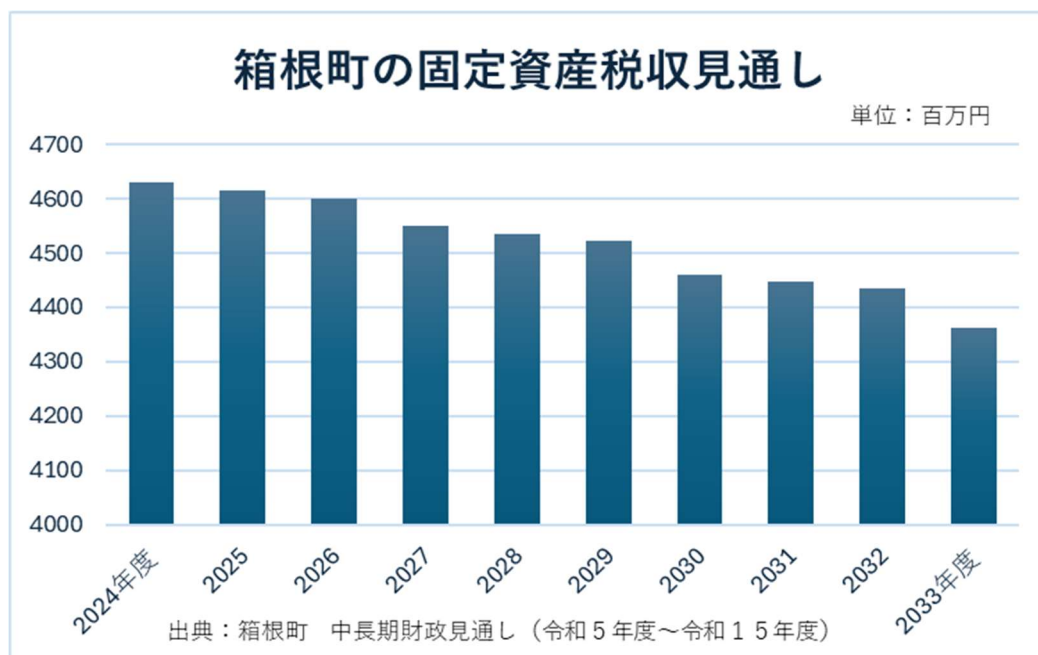
図9 箱根町における固定資産税の納税義務者（左）と税収の構成割合



次に、図10は、箱根町による2024年度以降の固定資産税の税収の見通しを年度別に示したものである。この図から税収は今後は徐々に減少し、2033年度までの10年間で約3億円減少すると推計されていることが分かる。町によると、中～大規模の宿泊施設の建築が続いた関係でここ2、3年は高水準で推移してきたが、今後は評価替えによって税収は緩やかに減少することである。なお、この見通しは超過課税を現在の税率で継続した場合を想定したものであり、税率の変更により改善の余地はあるが、町としては当面の間その予定はないとのことである。使途の自由度や税収の安定性、さらに町内外から幅広い負担を求めることができ

る固定資産税は箱根町にとって重要な財源であり、超過税率を現状より引き上げることによって、今後の財源不足を賄うことは選択肢となり得るだろう。ただし、今後の地価の下落にともない課税標準額が縮小することが見込まれる状況において、さらに超過税率を引き上げることについては慎重な検討が必要ではないだろうか。

図10 箱根町の固定資産税の中長期見通し



(2) 入湯税の現状分析

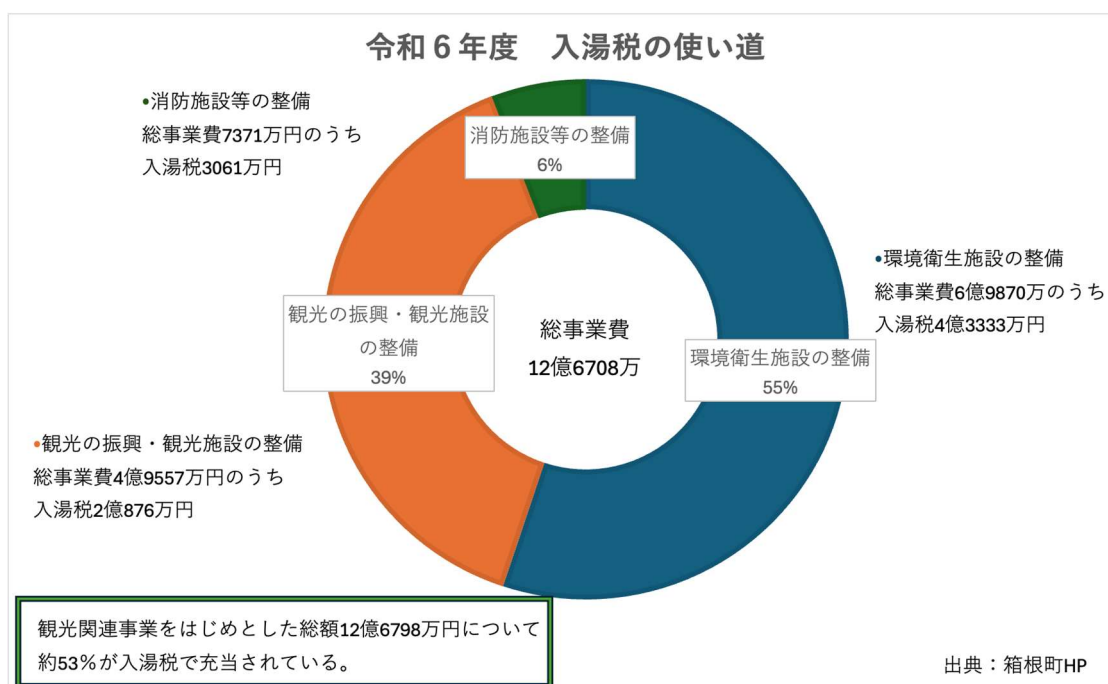
入湯税の徴税方法は特別徴収という方式をとっており、温泉施設の事業者が利用者から施設利用の料金とともに徴収し、徴収した税金を町に納付している。箱根町での税率は宿泊を伴う場合は1人1泊150円、宿泊を伴わない日帰り客は1人50円となっている。

入湯税は地方税法で定められる目的税であり、税収の用途は環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興（観光施設の整備を含む）に限定されている。箱根町の入湯税の使い道は図11のようになっており、入湯税収入のうち、55%が環境衛生施設の整備、39%が観光の振興・観光施設の整備、6%が消防施設等の整備に使用されている。総事業費12.7億円に対して、7億円程度の入湯税収入があるので、入湯税の超過課税を行うことでこれらの支出の財源を賄うこともあり得るだろう。実際に、大分県別府市では2019年に入湯税の超過課税を実施して、税収の増加を図る政策を採用している。

ただし、箱根町で入湯税の超過課税による税収増加は選択肢としてはさほど現実的なものではない。というのも、箱根町はその観光客の多さから入湯税収入は他団体よりも大きなものとなっており、用途が特定された4つの分野において事業費のうち国庫支出金などの特定補助金を除いた一般財源充当部分において入湯税を追加的に投入する歳出の余地はあまり残さ

れていない状況にある。また、箱根町では、「観光関係の支出に対する財源は、入湯税とふるさと納税の使い道が重複する部分があるため、財源を考える際には、収入面だけでなく支出面（使い道）も含めて考える必要がある」と指摘している¹²。したがって、今後の財源確保策としては入湯税以外の税からのアプローチを考えることが妥当だと言える。

図11 箱根町における入湯税収入の使い道



出所：箱根町ホームページ「入湯税」より

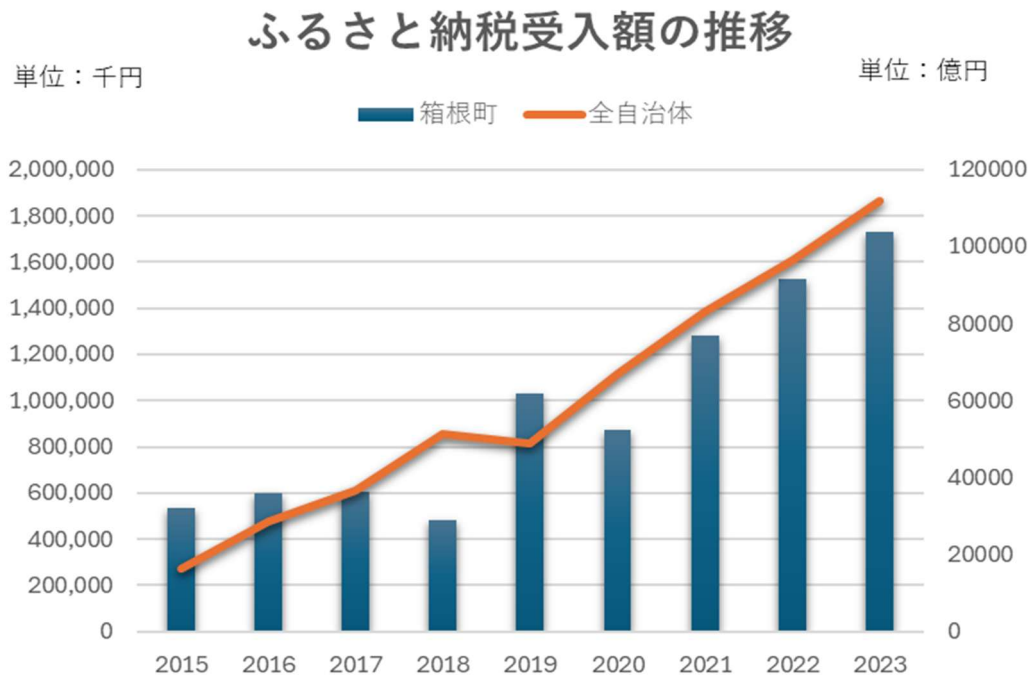
(3) ふるさと納税の現状分析

ふるさと納税とは、好きな自治体に対し寄附を行った際に、寄附額に応じて所得税や住民税の控除を受けることができるという制度である。また寄附額から返礼品にかかる費用を差し引いた額が、寄付金として自治体の自主財源に算入される。

箱根町では、魅力ある観光地という特徴を生かし、温泉チケットや旅行券など観光のサービスに関わる返礼品を多く扱うなどふるさと納税に積極的に取り組んでいる。図12は、2015年度から2023年度までのふるさと納税の受入額の推移について、箱根町及び全自治体のものを示したものである。この図から、箱根町のふるさと納税の受入額は2015年度以降、コロナ禍により一時減少しているものの全体としては全国的な動向と同様に、増加傾向にあることが分かり、その金額は2023年度時点で17億円を超えている。

¹² 以上の記述は、箱根町「箱根町の入湯税の状況」（第2回箱根町観光まちづくり財源検討会議、令和6年1月31日）に基づいている。

図12 箱根町と全自治体におけるふるさと納税受入額の推移

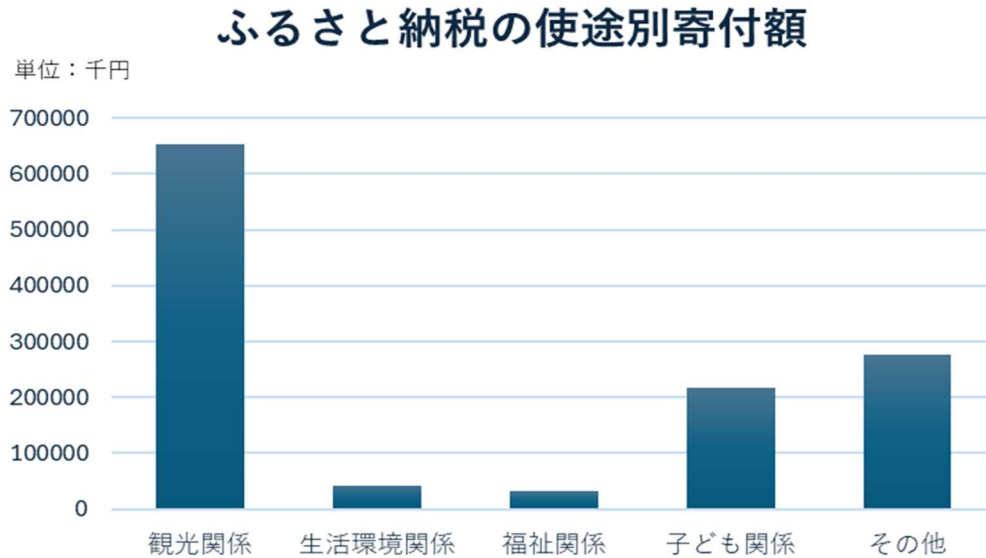


出典：ふるさと納税に関する現地調査（令和6年度）、
各自治体のふるさと納税受入額及び受け入れ件数（平成20年度～令和5年度）

2015年度から2022年度にかけてのふるさと納税の寄附額の伸びを見ると、箱根町では2.4倍となっており、全国市町村合計は5.0倍には及ばないものの、取り組みの強化による寄附額の増加の可能性があると考えられる。実際に、箱根町では行財政改革アクションプランにおける自主財源の確保のための推進事項の一つに「ふるさと納税の推進」を挙げている。

しかし、ふるさと納税寄附金の使い道については、寄付者が用途を選択できる自治体もあり、いわゆる特定財源的な要素を持つ。箱根町においても使い道として、①魅力ある観光地づくり、②快適で安全、安心な生活環境の確保整備、③健康で生き生きと暮らすための福祉の充実、④子育て支援や学校教育の充実、⑤その他（町長におまかせ）の5つの事業を挙げ、寄付者自身が選ぶことができるようになっている。図13は各事業に対しての寄附金の配分額を示したものであるが、用途として観光関係に多くの寄附金が集まる一方、生活環境や福祉に関する用途に対して集まった寄附金が少ないことが分かる。つまり、財源不足の要因の一つである、多くの経費を有する衛生費や消防費、さらには教育費などの経常的経費へ使用される割合が低い。このため、ふるさと納税の寄附額が増加したとしても、現状の財源不足の解消につながらない可能性がある。もしくは、用途を選択させない方法でふるさと納税による寄付を募集することも考えられるが、それによって寄付が集まりにくくなることも考えられる。

図13 箱根町におけるふるさと納税の使途別寄付額



出所：箱根町「令和5年度 決算概要」ふるさと納税寄付金（一般寄付金分）の使途状況より作成。

本節では、箱根町の主要な歳入項目である固定資産税、入湯税、ふるさと納税に着目し、それぞれの特徴や収入額の推移などについて分析を行った。いずれも現在の箱根町において重要な財源であることは間違いないが、今後の財源不足を賄うための手段として望ましいかという点では必ずしもそういえない面が確認された。このことを踏まえて、第5節では、今後の箱根町の財源不足を賄う財源として新たな税を導入することを提案し、その具体的な制度設計について検討を行うこととする。

5 財源確保策としての新税の提案：観光施設税の構想

5-1 箱根町に求められる新税の性質

新税を導入するにあたってその論点を整理したい。第2節の先行研究の整理においてもまとめたように、新税を導入する場合には、課税客体（何に対して課税するのか）、課税標準（課税客体の金銭的評価）、納税義務者（誰が税を納めるのか）、税率（税額や課税標準に対する割合）などを決定しなくてはならない。宿泊税であれば、課税客体は宿泊行為、課税標準は宿泊料金、納税義務者は宿泊者、となる。さらに、そもそもなぜその税を課することができるのかという課税の根拠や、税負担の公平性についても検討しておく必要がある。

箱根町でも、すでに「観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議」において、他団体の導入事例を参考に箱根町における新税導入の可能性について検討している。2024年12月25日の第3回会議資料「他団体における実施事例の調査結果について」では、他団体における宿泊税や駐車場税を参考に、箱根町で実施した場合の税収額の推計や実施上の課題について整理している。

とくに、実施する場合の課題として、宿泊税では「入湯税やふるさと納税と重複しない充当先の整理が必要」、「都道府県と市町村との二重課税の可能性」、駐車場税では「自動車以外の交通手段の利用者との公平性」、「町内には有料・無料の駐車場が混在しており、対象の整理が必要」、「駐車場利用目的に対する受益と負担を踏まえた使途の整理が必要」といった課題が挙げられている。しかし、箱根町で新税を導入する際に検討すべき課税の根拠や、箱根町の特性を考慮した税負担の公平性といった論点についてはあまり検討されていないため、これらの点についてしっかりと検討しておく必要があると考えられる。

箱根町による「財源不足に対する町の考え方」（平成30年7月）では、2016年度から固定資産税の超過課税を継続する理由を以下のように説明している。

- ・財源確保の必要性は、前回と同様に町税の著しい減少ですが、現行のサービス水準を維持する中で多くの経費を要しているのは、ごみ処理、消防、下水道、観光施策や観光施設など観光関係の支出、その中でも入湯税の充当対象外となる経常的経費となります。
- ・また、山岳地形等を要因とする4出張所の配置や小中高校生への通学支援など住民向けの支出もあり、町内外の幅広い方から負担を求めることが適切と考えられます。
- ・固定資産税であれば、町内者と町外者の割合が納税義務者では3：7、さらに税額では2：8であり、町内外の幅広い方から負担を求めることができます。
- ・財源不足額の約5億円は、現行税率を引き続き継続することで対応できるものであり、補てん財源の安定性や規模などを総合的に考えると、引き続き固定資産税の超過課税を採用することが、最も望ましいと考えました。

このような考えのもと、2016年度から固定資産税の超過課税は続けられているが、さらなる財源の確保をする必要がある中で、この超過課税の税率をさらに上げることが適切なのかについては疑問が残る。約8割を町外者から徴税しているとはいえ、町外者の多くは事業者という箱根町をともに盛り上げる協力者であるため、この事業者との関係を持続していくことを優先する必要がある。また、仮に超過課税の税率を上げた場合、事業者は利益を確保するため、観光客等の消費者に対しての価格を上昇させることが考えられる。そうすると観光客等の消費者からすると不透明な価格の上昇が発生し、負の感情が連鎖していくと考えられる。そのため同じ観光客から徴税するという制度であっても透明性のある制度である必要がある。そこからさらに固定資産税の税率を上げるとするのは現状では行うべきではないと考えた。

そこで、箱根町の特徴を踏まえると、観光客から徴税することが最適であると考えられる。箱根町の特徴は、観光客が多く、その観光客が原因となる歳出が多いことが挙げられる。納税義務者を観光客に設定となった場合、前述のように既存の宿泊税、駐車場税、入湯税等では様々な課題が存在しているため、これらを解決できるような新税として「観光施設税」を提案する。

5-2 観光施設税の制度設計

(1) 導入の背景と目的

まず、観光施設税の概要について説明する。この税は、本調査班が独自に提案する税であり、現在実施している自治体は存在しない。この税は、箱根町内の美術館や文化施設、娯楽施設などの入場行為に対して課税するものであり、町が運営する施設のみならず、民間の観光施設も対象とする。この税を導入することで、観光客の観光に伴う消費活動から安定した財源を確保し、持続可能な財政基盤の構築を目指す。

(2) 課税対象と制度設計

ここでは観光施設税を導入するとした場合の具体的な制度について検討する。

まず課税客体（何に対して課税するのか）に関して、税の名称の通り観光施設への入場行為に対して課税するものとする。しかしここで問題となるのが、観光施設の定義、つまりどの施設が観光施設に該当するかである。

これに関して日本観光施設協会は、観光施設を、「旅行者が、見物、鑑賞、温泉・保養、娯楽、スポーツ、買物、食事、味覚、休憩、見学、体験等の観光目的の中で利用する施設全般及び場所¹³」と定義し、また観光施設の6類型として、①文化施設、②歴史施設、③娯楽施設、④食事買物施設、⑤温泉施設、⑥その他施設を挙げている。

表3 観光施設の分類

分類	内容
①文化施設	博物館・美術館、水族館、植物園・動物園、公園・庭園等
②歴史施設	遺跡、名所・旧跡、城郭、神社仏閣、歴史的建造物、町並等
③娯楽施設	テーマパーク・遊園地、観光農園・牧場、レジャーランド等
④食事買物施設	ドライブイン・土産物店、農産物直売店、ショッピングセンター等
⑤温泉施設	温泉、共同浴場、クワハウス、足湯等
⑥その他施設	橋、ダム、港湾、河川、道路、空港ターミナル、工場、体験施設等

出所：日本観光施設協会HP

しかしこれら6つの類型すべての観光施設を観光施設税の対象とするのは課税の観点から望ましくないと考える。第一に、④食事買物施設や⑥その他施設は、美術館や動物園のような一般的な観光施設と違い入場料を取るような施設ではなく、特に④食事買物施設は、入場したとしてもそこで食事や買い物をするとは限らないため、税の徴収の観点から不都合が生じる可能性がある。第二に、⑤温泉施設に関しては、箱根町がすでに入湯税を導入していることもあり、二重課税の恐れや税負担の大きさの観点から対象とするのは望ましくない。第三

¹³ 日本観光施設協会HPを参照。

に、①文化施設、②歴史施設、③娯楽施設に関しても、入場料が無料の観光施設は対象から外すべきだと考える。後述の通り、観光施設税では入場料と合わせて税を徴収することとするため、無料の観光施設で税を徴収するとなると、人員の配置や納税手続きの観点から施設側のコストが著しく大きくなるため、理解を得るのが難しいと考えられるためである。

以上の検討を踏まえて、観光施設税において観光施設の対象となる施設を、「入場行為に入場料を要する町内すべての文化施設、歴史施設及び娯楽施設」とするのが適当だろう。

次に納税義務者、つまり誰が税を納めるのかについて検討する。これに関しては、入湯税と同様に、観光施設の運営者が来場者から入場料と合わせて税を徴収し、その徴収した税を町に納入するという特別徴収による方法が適当だろう。そのため観光施設税では、来場客は納税義務者として税を負担する一方で、実質的には観光施設の運営者が特別徴収義務者として徴収した税金を町に納めるという形式をとることとする。

そして課税標準を観光施設への入場回数とし、税率は定額税の形式で一人当たり〇〇円と設定する。ここでまず検討したいのが、一日の間に対象となる観光施設に複数回訪問した場合、入場のたびに課税を行うのかである。もちろん、初めに課税が行われた施設において一日限定の課税証明書のようなものを発行し、2回目以降はそれを提示することで免税する制度を構築することも可能だろう。しかし、現在導入されている入湯税や宮島訪問税では、そのような免税制度はなく、一回入湯・入域するごとに課税が行われる制度となっている。この点について、例えば草津市は「入湯税は、日帰り・宿泊を問わず、その施設での1回の入湯行為について支払うものであるため、複数の鉱泉浴場を利用した場合は、その浴場ごとに課税されます」と説明している。そのため、観光施設税も同様に考えて、上記のような免税制度は設けず、一回の入場行為について支払うものとするのが妥当だろう。

次に検討したいのが、周遊券や無料優待券等を利用して入場料を支払わず入場する場合の扱いであるが、この点に関しても、入湯税と同様に考えて入場料を支払ない場合でも観光施設税の課税は行うべきだろう。また定額税の部分に関しては、入場料の〇〇%とする比例税の形式での導入も考えられる。特に町内の観光施設の入場料は、安いところで数百円程度、高いところで2000~3000円とかなりの差が存在する。そのため定額税での導入は、低額の入場料の観光施設ほど支払金額に占める税額の割合が大きくなり、来場客数に与える影響が大きくなる懸念もあるため、比例税についても一定程度肯定する余地がある。しかし、箱根町の観光施設は箱根フリーパスや優待券のような割引制度が充実していることから、入場料の一定割合の金額を税額とする比例税では入場客ごとに徴収する金額が異なってしまう可能性があり、入場客側からするといくら納めればよいかわかりづらく、施設側としても税金の管理が複雑になる。そのため、税の導入の形式としては一人当たりいくらという定額税を用いて、また税率を低くすることで低額の入場料の観光施設にも配慮を行うほうが望ましいと考える。

(3) 観光施設税の財源不足解消効果の推定

ここでは、税率の設定の参考もかねて、観光施設税が具体的にどのくらい税収を見込めるかを検討していく。検討にあたっては、観光施設別の来場客数が重要となるが、今回はそのデータが入手できなかった。そのため、データが入手可能な町立の観光施設の来場客数をもとに、本調査班で独自に推定を行った。

まず「箱根の手引き」（令和6年）を参考にして、箱根町の観光施設を博物館・美術館と動植物園に分類する。表4に示す通り、無料の観光施設を除くと、博物館・美術館には18施設、動植物園には3施設が該当する。ここで、町立の観光施設のうち、博物館・美術館には4施設、動植物園には1施設が当てはまり、郷土資料館を除く4つの施設は来場客数のデータを入手できる。

表4 町内観光施設の分類

博物館・美術館			動植物園
町立	箱根関所	森のふれあい館	箱根湿生花園
	郷土資料館	ジオミュージアム	
民間	本間寄木美術館	彫刻の森美術館	箱根強羅公園
	箱根写真美術館	箱根美術館	箱根園水族館
	ガラスの森美術館	アンティーク美術館	
	武士の里美術館	箱根ラリック美術館	
	ポーラ美術館	成川美術館	
	箱根神社宝物殿	駅伝ミュージアム	
	岡田美術館	ドールハウス美術館	
合計	18施設		3施設

出所：「箱根の手引き」（令和6年）より作成。

表5 観光客数の推定

単位：人

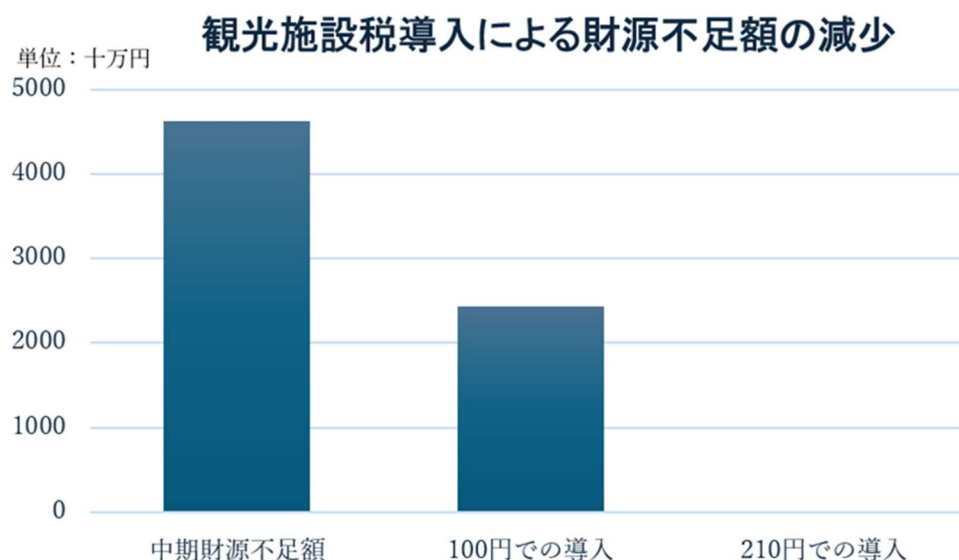
	2019	2020	2021	2022
博物館・美術館（18施設）	2094180	536652	1322868	2004168
箱根関所	280017	11690	127024	198174
箱根ジオミュージアム	56780	68735	81724	123648
森のふれあい館	12233	9017	11730	12206
動植物園（3施設）	235107	158469	179253	197775
箱根湿生花園	78369	52823	59751	65925
合計	2329287	695121	1502121	2201943

出所：「統計はこね 令和5年版」

分類別に町立観光施設の来場客数の平均値を算出すると、図13に示すように、2022年度ではそれぞれ約11万1000人と6万5000人となる。この数値に分類別の施設数を掛け合わせることで、博物館・美術館全体で約200万人、動植物園全体で約20万人となり、合計で220万人の来場客数を推定できる。

よってここでは年間来場客数を220万人と仮定して、箱根町で観光施設税を導入した際の税収を算出する。図14は観光施設税導入により推定される財源不足額の削減効果を示している。最初に税率を定額100円に設定した場合、税収は2億2000万円となり、中期の財源不足額4億6300万円を4割ほど削減することが見込まれる。次に定額150円に設定した場合、税収は3億3000万円となり、財源不足額の残額は1億3300万円まで減少することが見込まれる。最後に中期財源不足額を解消するように税率を計算すると、一人当たり210円の税率を設定する必要があることが分かる。

図14 観光施設税導入による財源不足に対する効果



上記の推定では、町内観光施設の年間来場客数を約220万人と仮定したが、留意点として、①来場客数の推定が困難であったアスレチックなどの観光施設が含まれていない、②民間の観光施設の来場客数を過小評価している点が挙げられる。特に②に関しては、年間数十万人の来場客数が見込まれる施設も一律に評価しているため、来場客数の合計は実際の数字とは大きく異なっているだろう。そのため、現実的には100円や210円のような今回用いた税率より低い数値を設定しても、推定と同規模もしくはそれ以上の税収が見込まれると考えられる。

(4) 税制導入における予測される課題と影響

観光施設税を導入するにあたって、いくつかの課題と影響が予測される。まず、観光施設の事業者に対する影響が考えられる。施設運営者は、税の導入によって入場料が上昇することを懸念する可能性があるため、事業者側への十分な説明と協力を得ることが重要である。

また、税収の一部を施設の維持・運営に充てることで、事業者への負担を軽減し、協力を促す方策が求められる。

次に、観光客への影響も無視できない。観光客の一部は、入場料の上乗せに敏感である可能性があり、訪問意欲に影響を与えることが予想される。しかし、税の負担は1施設あたり100円と少額であり、観光の魅力を損なうことなく、安定的な歳入を確保できると考えられる。税制の導入に際しては、事前の情報提供やキャンペーンを通じて、観光客に税の目的と有益性を理解してもらうことが重要である。

さらに、税制運営の実務面でも課題がある。税の徴収方法や管理の効率化を図るため、観光施設ごとの徴収システムの統一化が求められる。また、温泉施設や既存の税制との重複を避けるため、税収の管理体制やルールを明確に定め、二重課税を回避する仕組みが必要である。

6 おわりに

本論では、前半で箱根町の財政の現状をまとめ、後半ではそれらの特徴を鑑みた財源確保策として観光施設税という新税の提案を行った。箱根町の財政の特徴としては、衛生費・消防費等の観光客の多さに起因するインフラ維持や行政サービスの提供コストが高いという特徴のほか、現状の歳入割合の多くを占める固定資産税・入湯税・ふるさと納税制度にもそれぞれ課題が生じていることが挙げられる。これらの特徴を踏まえ、観光客に対する受益と負担のバランスを是正し、持続可能な自治体経営を実現するための方策として、観光施設税という新税の提案を行った。

今後の課題としては、税制導入による影響の具体的な分析や観光施設側との協力体制の確立、観光客への説明等が挙げられる。そのためには、町民・事業者・行政の三者が連携し、「財政を支える新たな柱」という共通のビジョンのもとで合意形成を進めていくプロセスが不可欠である。このように、最終的な実現に向けて行うべきことが残されているため、様々な議論を重ね、アップデートをしていく必要がある。

参考文献

- 青木宗明（2019）「法定外目的税の功罪～求められる「普通税思考」への回帰」『地方税』第70巻第4号, pp.2-11
- 松原淳一（2022）. SDGsで考える宮島の課題と宮島訪問税. 広島文教大学学術リポジトリ. [https://h-bunkyo.repo.nii.ac.jp/record/436/files/global6\(matsubara\).pdf](https://h-bunkyo.repo.nii.ac.jp/record/436/files/global6(matsubara).pdf)
- 岩元浩一（2005）「法定外税と法定税における租税負担の合理性」『国土舘大学政経論叢』第17巻第3号, pp.51-70
- 川端和美（2020）「法定外税に関する一考察—宿泊税を中心として—」『現代経営経済研究』第5巻第3号, pp.81-100
- 世利洋介（2007）「太宰府市の「歴史と文化の環境税」—原因者負担と受益者負担を中心に—」『産業経済研究』第48巻第2号, pp.39-73
- 全国知事会・新しい地方税源と地方税制を考える研究会（2017）「中間論点整理」
- 中野文彦・吉谷地裕・山田雄一（2022）「観光経済の集積が地方自治体財政に及ぼす影響に関する研究」『観光研究』第34号, pp.29-37
- 深堀貴良（2023）「箱根町における宿泊税導入の検討」横浜国立大学経済学部卒業論文
- 前田高志（2019）「観光振興財源としての宿泊税の制度設計と課題」『経済学論究』第73巻第1号, pp.207-243
- 箱根町「はこねの手引き 令和6年」

インターネット資料

- 青木宗明「宮島訪問税とは何か～初めて実現した原因者課税」廿日市市ホームページ (<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/uploaded/attachment/72244.pdf>)
- 箱根町ホームページ「入湯税」<https://www.town.hakone.kanagawa.jp/www/contents/1100000000874/index.html>
- 別府市ホームページ「入湯税」https://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/zeikin/nyuutouzei/nyuto_index.html
- 箱根町ホームページ「箱根町の入湯税の状況」https://www.town.hakone.kanagawa.jp/www/contents/1703117544920/simple/04_siryou4.pdf
- 太宰府市ホームページ「歴史と文化の環境税とは」<https://www.city.dazaifu.lg.jp/soshiki/8/2868.html>
- 箱根町「令和6年度以降の税源不足への対応について」<https://www.town.hakone.kanagawa.jp/www/contents/1100000002382/simple/R6taiou.pdf>
- 箱根町「令和5年度 決算概要」<https://www.town.hakone.kanagawa.jp/www/contents/1100000001791/simple/R5gaiyou.pdf>

箱根町「統計はこね 令和5年版」<https://www.town.hakone.kanagawa.jp/www/contents/1713179578043/simple/dai6syounR5.pdf>

箱根町「中長期財政見通し 令和5年度～令和15年度」<https://www.town.hakone.kanagawa.jp/www/contents/1100000002382/simple/zaiseimitoshi.pdf>

総務省「ふるさと納税に関する現地調査 令和6年度」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000960670.pdf

総務省「各自治体のふるさと納税受入額及び受入件数（平成20年度～令和5年度）」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000960674.xlsx